平成２４年（フ）第１７６号
群馬県前橋市総社町植野701番地
債務者　久保　好紀
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　巧一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１７７号
群馬県前橋市総社町植野701番地
債務者　久保　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井　巧一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２１号
静岡県磐田市豊田747番地２
債務者　永田　博文
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
佐賀県佐賀市八戸２丁目６番22号
債務者　ＮＳＡ建築こと　有安　善孝
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
佐賀県神埼市神埼町志波屋628番地１
債務者　梅﨑設備こと　梅﨑　英輔
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田晃太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
岐阜市島栄町２丁目13番地２
債務者　坂井田康浩
1　決定年月日時　平成24年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８５号
岩手県北上市町分２地割57番地１　エンブレム・アルファＡ201、前住所岩手県北上市北鬼柳17地割109番地１
債務者　高橋　祥光
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８６号
岩手県北上市町分２地割57番地１　エンブレム・アルファＡ201、前住所岩手県北上市北鬼柳17地割109番地１
債務者　高橋　良子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第８７号
岩手県北上市滑田10地割115番地１、前住所岩手県北上市下江釣子15地割15番地　セリーナ・サイガワＡ202号
債務者　八重樫桂子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第９０号
岩手県花巻市四日町２丁目３番30号、前住所大阪府堺市北区百舌鳥梅北町１丁20番地　三国ヶ丘ピア206号
債務者　牛崎　尚子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１１６３号
埼玉県川口市大字木曽呂308番地の１　一色ハイツⅠ―201号、旧住所埼玉県川口市芝５丁目16番22号　レモンハイム202号
債務者　大久保教子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１８号
埼玉県幸手市栄３番12―205号
債務者　山崎　京子（旧姓渡辺・栗原）
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３８号
埼玉県久喜市松永361番地６　161街区15
債務者　古川　道博
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３１号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―607
債務者　飯村三央子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３３号
埼玉県久喜市栗原２丁目10番地４
債務者　田口　将和
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５０号
埼玉県幸手市中５丁目20番３号
債務者　福島　順子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７６号
埼玉県川口市幸町３丁目９番28―305号　ビジネスハイツ川口
債務者　安藤　理江
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係